

岐阜県公報

号外(五) 令和二年四月一日

規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十二号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区	分	定	数
知事直轄組織			三三一人
総務部			四三六人
清流の国推進部			一一五人
危機管理部			六四人
環境生活部(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館及び高山陣屋管理事務所を除く。)			二六三人
健康福祉部			八七四人
商工労働部(情報科学芸術大学院大学を除く。)			三三四人
農政部			七二〇人

目次

規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則 (環境管理課) 二

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (保健医療課) 二

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則 (同) 三

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正 (行政管理課) 三

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示の一部改正 (同) 三

ソフトピアジャパンセンターの目的外使用料の徴収事務の委託 (産業技術課) 四

道路の占用を制限する区域の指定 (道路維持課) 四

教育委員会教育長訓令甲 (教職員課) 五

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教職員課) 五

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日)

発行

(休日)に当たる(ときは翌日)

令和二年四月一日

岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県自立支援医療に関する規則（平成十八年岐阜県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中

「**羅字機**」を「**羅字機**」に、「**漢字機**」を「**漢字機**」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第四号様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の別記第四号様式の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

告示

岐阜県告示第百六十三号

岐阜県情報公開条例第二十五条第一項の知事が定める法人に関する告示（平成十三年岐阜県告示第百五十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

「公益財団法人岐阜県体育協会」を「公益財団法人岐阜県スポーツ協会」に改める。

岐阜県告示第百六十四号

岐阜県個人情報保護条例第二十九条の二第一項の知事が定める法人に関する告示（平成十四年岐阜県告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

「公益財団法人岐阜県体育協会」を「公益財団法人岐阜県スポーツ協会」に改める。

岐阜県告示第百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定により、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、ソフトピアジャパンセンターの目的外使用料の徴収事務をソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソビア・フラッツに係る指定管理者である伊藤忠アーバンコミュニティ・グループに委託したので、同条第二項の規定により告示する。

ソフトピアジャパンセンターの目的外使用料の徴収事務委託に関する告示（平成二十七年岐阜県告示第百三十九号）は、廃止する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和二年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域	備考
県道	鷺沼島線	各務原市下中屋町（県道一宮各務原線交点）から各務原市大佐野町（市道交点）まで 各務原市前渡西町（市道交点）から各務原市前渡西町（市道交点）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年四月一日

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「の管理調整監」の下に「及び事務局組織規則第八条の四の二の管理指導監」を加える。

別表第一二の項第二号を削り、同項第三号中「臨時的任用職員及び非常勤の職員」を「会計年度任用職員、臨時的任用職員及び任期付職員」に改め、同号を同項第二号と

し、同表八の項第一号中「使用許可（）」を「目的外使用の許可（）」に改め、「又は使用許可の取消し」を削り、同項に次の一号を加える。

2 前号の許可の取消し

別表第三一の項第一号中「県費負担教職員のうち臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第二号中「非常勤講師」を「県費負担教職員のうち臨時的任用職員及び任期付職員」に改める。

別表第四一の項第一号中「非常勤講師」を「会計年度任用職員」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社